



トラック地方協議会（本会議の概要）について

令和6年2月2日

九州運輸局 福岡運輸支局



運輸と観光で九州の元気を創ります

九州運輸局

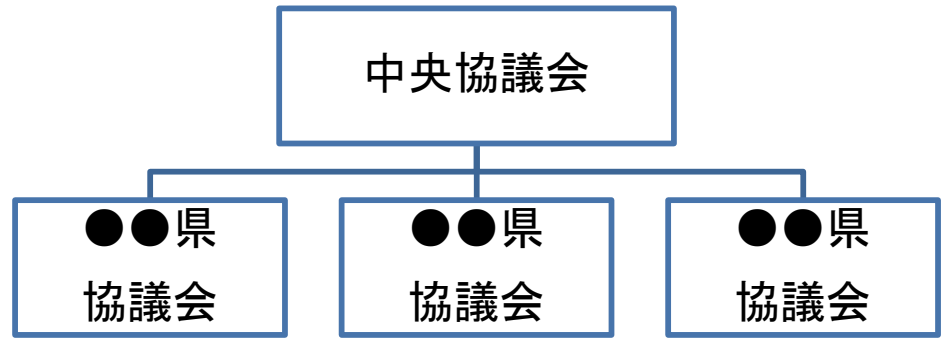
トラック中央協議会、トラック地方協議会

トラック協議会の目的

⇒ **トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図る**ことを目的。

中央協議会と地方協議会について

⇒ 中央協議会と各都道府県ごとに地方協議会を設置



トラック中央協議会について

⇒ 平成27年5月20日に第1回会議を開催し、**これまで16回**の会議を開催。

⇒ 厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会が共同事務局

(直近の中央協議会のははR5.3.13に開催)

<p>第16回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び第15回トラック運送業の生産性向上協議会</p> <p>令和5年3月13日(月) 15時00分～17時00分 (WEB会議)</p> <p>【議事次第】</p> <p>I. 開会</p> <p>II. 議題 トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた最近の取組み等について</p> <p>III. 閉会</p> <p>【資料】</p> <p>資料1 国土交通省提出資料 資料2 公正取引委員会提出資料 資料3 中小企業庁提出資料 資料4 厚生労働省提出資料</p>
--

<p>トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会委員名簿 トラック運送業の生産性向上協議会委員名簿 (令和5年3月13日現在・順不同・敬称略)</p> <p>【議長】野尻 俊明 学校法人日通学園理事長 齊藤 実 神奈川大学経済学部教授 高岡 真佳 立教大学経営学部教授 堀内 保深 (一社)日本経済団体連合会 産業政策本部長 鈴木 重也 (一社)日本経済団体連合会 労働法制本部長 大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長 宮澤 伸 日本商工会議所 地域展開部長 佐久間一浩 全国中小企業団体中央会 事務局長 寺田 大泉 (公社)日本ロジスティクスシステム協会 専務理事 藤原 敏彦 全国農業協同組合連合会 経営企画部長 岩野 次郎 (公社)日本農業法人協会 理事 増田 賢宏 トヨタ自動車(株) 物流管理部長 浦部 由幸 (一社)全国消費者団体連絡会 事務局長 小林 和男 (公社)全日本トラック協会 副会長 高塚 智敏 (公社)全日本トラック協会 副会長 浅井 篤 (公社)全日本トラック協会 副会長 長谷川伸一 日本物流団体連合会 理事長 堀川 隆一 日本通運(株) 安全・品質・業務推進部長 菅原 裕子 日本労働組合総連合会 総合政策推進部長 難波 洋介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長 園田 純一 全国交通運輸労働組合連合会 中央執行委員長 村瀬 佳史 内閣府政策統括官(経済財政政策担当) 守山 宏道 公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課長 片岡 通 消費者庁政策立案部指導課長 鈴木英二郎 厚生労働省労働基準局長 高橋 孝雄 農林水産省大臣官房総務課長(新事業・食品産業) 茂木 正 経済産業省商務・サービス部課長 梶島 大幸 中小企業庁事業環境部取組課長 堀内文太郎 国土交通省自動車局長 平塚 照樹 国土交通省総合政策局物流政策課長 船橋 康貴 国土交通省総合政策局参事官(物流産業)</p>
--

福岡県トラック地方協議会のこれまでの取組

平成27年7月 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会」 設立

・トラック輸送状況の実態調査、長時間労働の実態調査、荷主ヒアリングの実施

平成28年度 パイロット事業（実証実験）

・工業製品輸送に係る現状と課題の把握、解決手段の実証実験

平成29年度 パイロット事業（実証実験）

・非対面型中継輸送及び2段階中継輸送の実証実験

平成30年7月 働き方改革関連法の成立

平成30年12月 貨物自動車運送事業法の改正

令和元年度 福岡県における検討テーマを決定

・福岡県における検討テーマを「加工食品」、「農産物」とし、重点的に取組を実施

令和2年4月 標準的な運賃の公示

令和2～5年度 各周知活動を実施

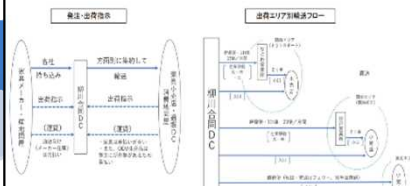
・標準的な運賃の推進、ホワイト物流推進運動の周知、ガイドライン浸透化

令和6年4月 時間外労働の上限規制のトラック運転手へ適用、改正改善基準告示の適用

H29年度取組（中継輸送の実証実験）

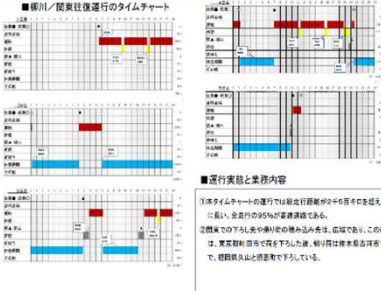
2. パイロット事業の対象拠点と物流実態

(1) 物流拠点と輸送フロー



- 継川合間の倉庫には、近隣の家具メーカー・卸業者が常駐を待機している。
- 継川合間は、集荷主である家具小売店や別売事業者の指示の下、積込、配車、搬出を行う。
- この倉庫には同時に運送を手配する会社が入り、それぞれ得意な地域があり、それによって積み分けをしている。
- 継川合間が得意なエリアは上記の地域であるが、各量（積）積量）等に行くともあり、上記がすべてではない。

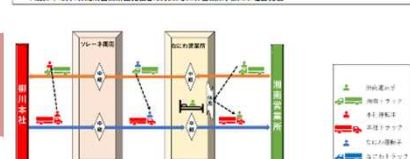
3. 運転者の労働実態



6. 実証実験

(2) プランの選定/実施

実施した内容
【概要】匠実倉庫前がフル稼働を停止し、2階層運用可能な2階層（1階層）を稼働させる。継川本社直出



6. 実証実験

(3) 実証実験の結果

- 法整備
A案・非対面型中継輸送
● Beforeの運送時間と積込時間とを比較すると、A案による運行での運送時間・積込時間は短縮された。
● A案による運行では、集荷業者の集荷手配と積込の時間短縮が図られた。これは、集荷業者の集荷手配と積込の時間短縮が図られた。これは、集荷業者の集荷手配と積込の時間短縮が図られた。

項目	Before	After	改善率
積込時間	120分	90分	25%
運送時間	180分	150分	17%
合計時間	300分	240分	20%

R3年度取組（ホワイト物流等の周知）

参考：福岡県地方協議会の令和3年度の取組状況（セミナーの案内） 福岡運輸支局

「物流」に向けたガイドラインセミナー（国交省主催 4回開催）

「ホワイト物流」推進運動セミナー（国交省主催 6回開催）

働き方改革スケジュール(時間外労働の上限規制(960時間)適用)

改正する法律・内容		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
改正 ↓ 罰則付き 労働基準法	時間外労働の上限規制 (年720時間)適用 【一般事務】		大企業に 適用	中小企業に 適用				
	時間外労働の上限規制 (年960時間)適用 【自動車運転業務】		<特例> 施行後5年間は現行制度を適用 (改善基準告示により指導)					適用
	月60時間超の時間外割増賃金率 引上げ(25%→50%)の適用		大企業に 適用				中小企業に 適用	
	年休5日取得義務化		適用					
パートタイム労働法 ・労働契約法	同一労働 同一賃金			大企業に 適用	中小企業 に適用	2024年4月より 労働時間上限規制が トラックドライバーにも 適用		
労働者派遣法				適用				
労働安全衛生法	管理職の労働時間把握義務化		適用					

「改善基準告示」の改正について

2024年4月より、バス・タクシー・トラック運転者の拘束時間や休息期間等の基準を定める「改善基準告示」が改正。

トラック (改正前)

1か月の
拘束時間 原則：293時間 最大：320時間

1日の
休息期間 継続8時間

トラック (改正後)

1か月の
拘束時間 原則：284時間 最大：310時間

1日の
休息期間 継続11時間を基本とし、継続9時間

「2024年問題」のインパクトについて

I. 改善基準告示改正の影響に関する定量的な試算

1. 改善基準告示改正の影響に関する定量的な試算について

・改善基準告示の改正による営業用トラック輸送に対する影響について、1年の拘束時間の上限が「原則3,300時間」への見直しによる影響について「不足する輸送能力」の観点で試算する。
 (1日の最大拘束時間、1か月の拘束時間、休息期間等は試算の対象に入れていない。)

2. 試算結果

(1) 不足する輸送能力 (全体)

	不足する輸送能力の割合	不足する営業用トラックの輸送トン数
2019年度データ	14.2%	4.0億トン

※拘束時間を3,400時間とした場合、不足する輸送能力は5.6%、不足する営業用輸送トン数は1.6億トンと見込まれる。

【参考】上記から下記の荷待ち時間と荷役時間の削減を見込んだ場合、輸送能力の不足の解消が見込まれる。

- ① 荷待ち時間：荷待ち時間のある運行(24%)のうち、削減可能な運行の割合を100%、削減率を18%とした場合
- ② 荷役時間：全体の運行(100%)のうち、削減可能な運行の割合を30%、削減率を10%とした場合

(2) 不足する輸送能力 (荷役別) (2019年度データ)

業界	不足する輸送能力の割合
農産・水産品 出荷団体	32.5%
建設業、建材 (製造業)	10.1%
卸売・小売業、 倉庫業	9.4%
特種み	23.6%
元請の運送事業者	12.7%
紙・パルプ (製造業)	12.1%
飲料・食品品 (製造業)	9.4%
自動車、電気・機械・精密、金属 (製造業)	9.2%
化学製品(製造業)	7.8%
日用品 (製造業)	0.0%

(3) 不足する輸送能力 (地域別) (2019年度データ)

地域	不足する輸送能力の割合
北海道	11.4%
東北	9.2%
関東	15.6%
北陸信越	10.8%
中部	13.7%
近畿	12.1%
中国	20.0%
四国	9.2%
九州	19.1%

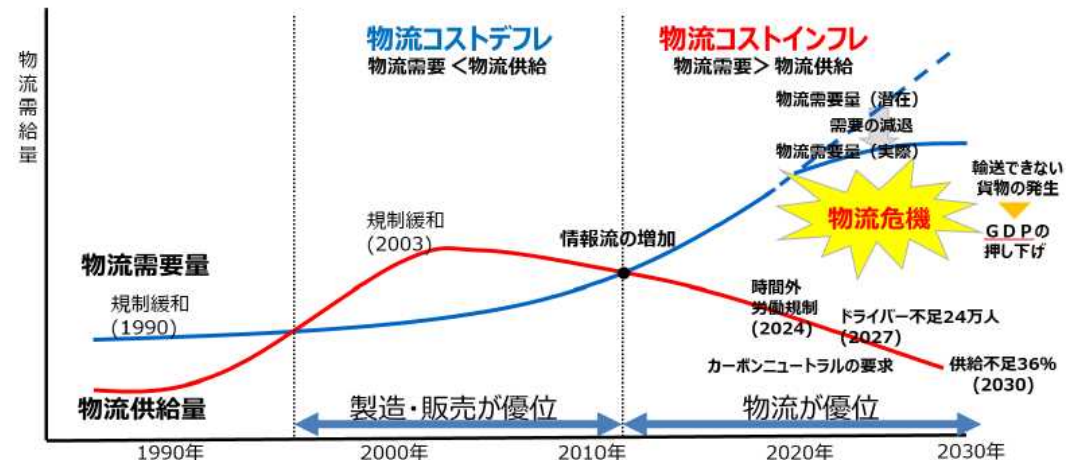
出典：第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会資料（株式会社NX総合研究所）

II. 営業用トラック運転者の需給の将来予測結果

	2020年度	2025年度	2030年度
需要量	1,053,365人	1,157,763人	1,184,393人
供給量	1,006,759人	1,012,147人	970,307人
不足	△46,606人	△145,616人	△214,086人

出典：第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会資料（株式会社NX総合研究所）

今後の需給予測



出典：フィジカルインターネット・ロードマップ（2022年3月 フィジカルインターネット実現会議）

「2024年問題」に対する政府の取組について

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

持続可能な物流の実現に向けた検討会

- ・経済産業省・農林水産省・国土交通省が事務局となり、持続可能な物流の実現に向けて方策を検討。
- ・令和4年9月から11回の検討を行い、令和5年8月に最終とりまとめ。

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

令和5年6月2日

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボンプラットの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。
- 何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。
- 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を政府パッケージとして策定

→中長期的に継続して取り組むための枠組みを、次期通常国会での法制化^(※)も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

(1) 商慣行の見直し

- ① 荷主・物流事業者間の取引条件の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制措置等の導入^(※)
- ② 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
- ③ 物流業界における多量下請構造の是正に向けた規制措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の業務効率化、結算の公表、経理の公開^(※)及びそのための体制強化（トラックGメン（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた公正適正賃取費・価格情報開示等への取組^(※)
- ⑥ トラックの標準的な運賃・制度の拡充・徹底

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進（ハイス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「物流GX」の推進（鉄道・内航等の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「物流DX」の推進（自動運転、ドローン物流、自動搬送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、デジタルセンター等）
- ④ 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送設備）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向け利用しやすい高速道路料金の実現
- ⑧ 特殊車両通行規制に関する見直し・利便性向上
- ⑨ ダブル連結トラックの導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ⑪ 地域物流等における共同輸送の促進^(※)
- ⑫ 軽トラック事業の適正運賃や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)

(3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制措置等の導入^(※)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組
- ④ 再配達削減に向けた取組（再配達率半減）に向けた対策含む
- ⑤ 物流に係る広報の推進

2030年度についても、2023年度に中長期計画を策定

2. 施策の効果（2024年度分）

(施策なし)	(施策あり)	(効果)
荷待ち・荷役の削減	3時間 → 2時間×達成率3割	4.5ポイント
積載効率の向上	38% → 50%×達成率2割	6.3ポイント
モーダルシフト	3.5億トン → 3.6億トン	0.5ポイント
再配達削減	12% → 6%	3.0ポイント
		合計：14.3ポイント

3. 当面の進め方

- 2024年初：通常国会での法制化も含めた規制措置の具体化
- 2023年末まで：トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「標準運送約款」「標準的な運賃」の改正等
- 2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表
- 2030年度に向けた政府の中長期計画の策定・公表

速やかに実施

- 2024年における規制措置の具体化を前提としたガイドラインの作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

持続可能な物流の実現に向けた検討会 構成員名簿

＜委員＞ 赤松孝典・五十嵐朝

大島 弘明 株式会社N X総合研究所 常務取締役
小野塚雄志 株式会社ローランド・ベルガー パートナー
北川 寛樹 アクテック株式会社 製造・流通本部 マネジング・ディレクター
河野 康子 一般財団法人日本消費者協会 理事
首藤 若菜 立教大学 経済学部 教授
高岡 美佳 立教大学 経営学部 教授
根本 敏則 敬愛大学 経済学部 教授 【座長】
二村真理子 東京女子大学 現代教養学部 教授
北條 英 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事
矢野 裕児 流通経済大学 流通情報学部 教授

＜事務局＞
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室
国土交通省 総合政策局 物流政策課
国土交通省 自動車局 貨物課
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課

＜オブザーバー＞
○行政
公正取引委員会 経済取引局 取引部 企業取引課
厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
資源エネルギー庁 省エネルギー部 省エネルギー課
国土交通省 道路局 企画課 道路経済課
国土交通省 鉄道局 総務課 貨物鉄道政策課
国土交通省 海事局 内航課
国土交通省 港湾局 計画課 企画室

○業界団体
株式会社N X総合研究所
石炭化学工業協会
有線運送
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
一般社団法人全国清酒飲料酒会
全国農協同組合連合会
全日本交通運輸産業労働組合協議会
公益社団法人全日本トラック協会
公益社団法人東洋物流協会
一般社団法人日本化学工業協会
食品工業協会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本小売業協会
一般社団法人日本自動車工業会
日本商工会議所
一般社団法人日本スーパーマーケット協会
日本製鉄連合会
一般社団法人日本倉庫協会
日本チェーンストア協会
公益社団法人日本通信販売協会
一般社団法人日本郵便連盟
一般社団法人日本電機工業会
日本内航運輸組合連合会
一般社団法人日本物流団体連合会
一般社団法人日本マテリアル・リサーチセンター
一般社団法人日本労働者協会

発荷主 ↔ (a) 元請事業者 ↔ 着荷主
元請事業者 ↔ (b) 発荷主
元請事業者 ↔ (c) 多重構造 下請事業者 (実運送事業者)
下請事業者 ↔ (d) 発荷主
下請事業者 ↔ (e) 着荷主
元請事業者 ↔ (f) 下請事業者

対象	類型	輸送に係る課題
(a) 発荷主・着荷主	受発注	・納品時間（リードタイム）、受注・納品間との調整に配慮 ・受発注の透明化による品質向上 ・(e)で発生した車庫内滞留
(b) 発荷主・元請事業者	運送契約	・(c)(d)下請委託・委託料金等 ・(e)(f)下請委託・委託料金等
(c) 元請事業者・下請事業者	下請契約	・(c)の公正化（標準・賃金等） ・(d)の適正化（標準・賃金等）
(d) 発荷主・下請事業者	発注	・長時間の発注待ち ・契約内容の不明確
(e) 下請事業者・着荷主	輸送・荷卸	・荷卸時間への配慮 ・長時間の荷卸待ち ・受発注・(a)の改善

(1) 本パッケージの取組（効果）

年度	輸送力不足率	輸送力不足率（仮定）
2024年度	14.2%	4.5%
2030年度	34.0%	6.3%

(2) 本パッケージの取組（効果）

項目	2024年度（仮定）	2030年度（仮定）
輸送力不足率	14.2%	4.5%
輸送力不足率（仮定）	34.0%	6.3%

(3) 本パッケージの取組（効果）

項目	2024年度（仮定）	2030年度（仮定）
輸送力不足率	14.2%	4.5%
輸送力不足率（仮定）	34.0%	6.3%

物流革新緊急パッケージのポイント

令和5年10月6日
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定。
- 今般、2024年が迫る中、賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。
- その他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。

輸送力不足の見直し（対策を講じない場合）

現状：輸送力不足率 14%

2024年：輸送力不足率 14%

2030年：輸送力不足率 34%

「緊急パッケージ」の構成

1. 物流の効率化
2. 荷主・消費者の行動変容
3. 商慣行の見直し

経済産業省・農林水産省・国土交通省の取組

物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

1. 発荷主事業者・着荷主事業者へ共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・荷待ち・荷役作業等時間
- ・物流の改善提案と協力
- ・2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・運送契約の書面化
- 等

(2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・物流システムや資機材（パレット等）の標準化
- ・共同輸送の推進等による積載率の向上
- ・荷役作業時の安全対策
- 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

(2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化
- 等

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保
- ・発注の適正化
- ・巡回集荷（ミルクラン方式）
- 等

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項

- 共通事項
・業務時間の把握・分析
・長時間労働の抑制
・運送契約の書面化
- 等
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握
・トラック運送業における多重下請構造の是正
・「標準的な運賃」の積極的な活用

(2) 実施することが推奨される事項

- 共通事項
・物流システムや資機材（パレット等）の標準化
- ・賃金水準向上
- 個別事項（運送モード等に応じた事項）
・倉庫内業務の効率化
・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進
・作業負荷軽減等による労働環境の改善
- 等

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

本日の協議会の構成

第14回トラック輸送における取引環境・労働時間改善 福岡県地方協議会

令和6年2月2日(金) 13時30分～15時30分
福岡県トラック総合会館402会議室

議事次第

1. 開会

2. 開会挨拶

3. 情報提供

- (1) トラック地方協議会(本会議の概要)について(福岡運輸支局)・・・【資料1】
- (2) 国土交通省の取組について(九州運輸局)・・・【資料2】
- (3) 厚生労働省の取組について(福岡労働局)・・・【資料3】
- (4) 農林水産省の取組について(九州農政局)・・・【資料4】
- (5) 経済産業省の取組について(九州経済産業局)・・・【資料5】
- (6) 公正取引委員会の取組について(公正取引委員会九州事務所)・・・【資料6】
- (7) トラック業界の取組について(福岡県トラック協会)・・・【資料7】

4. 議題(福岡運輸支局)・・・【資料8】

- (1) 令和5年度の福岡県地方協議会の取組報告
- (2) 令和6年度の福岡県地方協議会の取組方針案

5. 意見交換

6. 閉会挨拶

～情報提供概要～

●九州運輸局

- ◇トラックGメン◇標準的な運賃◇ホワイト物流推進運動
- ◇働きやすい職場認証制度

●福岡労働局

- ◇改善基準告示の改正◇荷主への要請
- ◇ベストプラクティス企業の訪問

●九州農政局

- ◇官民合同タスクフォースの設置◇各地の取組

●九州経済産業局

- ◇パートナーシップ構築宣言のご紹介◇下請けGメンの制度概要
- ◇価格交渉促進月間について(価格交渉サポート事業)

●公正取引委員会九州事務所

- ◇下請法関係(優越的地位の濫用)◇転嫁円滑化施策パッケージ
- 労務費ガイドライン

●福岡県トラック協会

- ◇トラック協会の取組(セミナー開催等)

～来年度の取組の方向性～

①荷主・消費者への広い周知体制の構築

②調査・研究(運転手の労働環境改善に着目したアンケート調査を実施)

～意見交換～

- 上記、情報提供、来年度の取組を踏まえ以下について、意見交換
- ・2024年問題に対し各委員がこれまで行ってきたこと(取組事例)
 - ・来年度の取組に関し、各委員が出来ること、連携出来ること
 - ・今後、当協議会で行うべき方策

等